

Title	アメリカ労働組合の理論 : コモンズ理論について
Sub Title	The theory of American labor union : on commons' theory
Author	川田, 壽
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.9 (1956. 9) ,p.637(25)- 649(37)
JaLC DOI	10.14991/001.19560901-0025
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560901-0025">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560901-0025</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(2) 理論の一般性と歴史性の並行的關係について。——理論を歴史化するといふことが直ちに理論の一般性を失ふことと考ふるの  
は、理論と歴史の古き觀念に執らわれるものである。所謂精密法  
則は、如何に特殊な條件の下においてであろうと、それと同一の  
條件の下においては常に必ず斯々のことが生起すると云ふことを  
規定するものであつて、その限り理論の一般性は保證されている。  
ここに一般性とは論理的、數學的一義性を意味しているのであつ  
て、その限りそれは條件そのものの一般性とは別の問題である。  
従つて理論の歴史性といふことが、この條件に關するものと考へ  
られるならば、理論の一般性と歴史性とは背反的なものでなくし  
て、兩立しうるものである。更にこの條件と云ふものは、その法  
則の妥當の限界を示すものであり、更に法則の現實的妥當が問題  
とされるならば、この條件の歴史性は決定的意味をもつといわね  
ばならぬ。併し又この事は嘗ての歴史學派の如き理論の相對化と  
同一視すべきではない。單に素朴な模寫説の立場からの相對化と

は根本的に異なつた次元の問題である故である。  
(3) 本論において歴史性或は歴史性とは何を意味しているか。か  
かる歴史哲學の重要問題に對して單なる定義を與ふる事は不可  
能であるけれども、ここでは次の意味において考へられている。  
①質的變化……生・死・生成・發展・衰滅の辨證法的過程、②現  
實性……具體性と全體性、勿論分析の一段階として經濟的史的發  
展を考ふる事は可能である。③實踐的自覺……變化するものは變  
化を超えるものにおいて自らを變化して規定する。單なる物質、  
生物の世界は、それ自體において變化を超えるものをもたぬ故に  
歴史性の自覺をもたない。他方かかる自覺においてのみ人間の實  
踐というものがあつたと考ふる。歴史的世界は人間の實踐的自覺に  
よつて媒介された世界である。これを靜觀的認識者の立場から見  
たものがM・ウェーバーの歴史的個體に認められる所謂「意味」  
と「意義」である。

## アメリカ労働組合の理論

——コモンズ理論について——

川 田 壽

### 一、はしがき

アメリカ労働組合の主流が、多年にわたつて狭い經濟主義を固執  
しつづけ、その上政治的中立主義および保守政黨支持の方針を維持  
してきたことについては、多くの論争が行われている。AFLは、  
成立の當初において、ナイツ・オヴ・レーバーによつて存立を脅や  
かされた。またデブスたちの全國鐵道労働組合の擡頭もイギリス  
の産業別組合の擴大のあとをうけて、幼弱のAFLの脅威であつ  
た。さらに獨占資本形成とこれに對する國民感情に刺戟されて飛躍  
的に發展したIWWの奔放な闘争の影響も、AFLの獨占資本に對  
する無抵抗の方針に強力に肉迫したのであつた。このAFLの危機  
は第一次大戦によつて解消し、戦時中組合員数は異常に發展した。  
大戦後の革命的氣運に乗じた左翼組合運動はAFLの内部切崩し戰  
術にて、製鋼ストライキをもちあげたが、AFLの經濟主義的主  
流は、一九二〇年代の企業合理化に抑えられながらもビジネス・ユ  
ニオニズムの方向をますます明かにし、少數反對派運動を容赦なく

アメリカ労働組合の理論

排除し、その發展を阻止することに成功した。一九三〇年代の産業  
別組合主義の飛躍的發展は、一時AFLの退潮と革命的組合主義の  
定着的擴大の様相を呈したが、AFLは従来の基本方針を根底より  
變えることなしに、クラフト・ユニオニズムの部分的修正だけで危  
機を脱出したのであつた。最近のAFLとCIOの合同がもたらし  
たAFL-CIOの成立は、アメリカ資本主義制度を肯定し、これ  
を支持するAFLの傳統的性格に近い労働組合勢力の強化を意味す  
るものと見られる。このように七五年にわたるAFLの存在は、現  
在アメリカ労働運動の特殊性を形成すると同時に、アメリカ經濟に  
とつて不可欠なインステチャションとなつており、その進路の如何  
はアメリカ社會の今後の發展の方向を決定づける一つの要因となつ  
ている。  
この點について、急進的労働組合論者は、アメリカ帝國主義の海  
外收奪のパンくづを興えられ、労働貴族化した右翼社會民主主義者  
としてアメリカ労働組合指導者を非難し、その運命は單なる時間的  
問題である、と斷定している。しかし平和的競争と共存の理論が社

會主義主流によつて提唱されている現在、急進的労働運動の側からする右翼社會民主主義に對する批判の基礎には何等の變更をも必要としていないか、という疑問が提起される。この問題は結局アメリカ資本主義の再生産構造の分析と労働者階級のおかれてある諸條件の具體的な検討なしには解決することは困難となつてゐる。

現實の課題は以上のような問題として考えられるのであるが、現實のたつ歴史的背景は多くの時點における選擇によつて決定されてきたところが大きいとすれば、労働運動史上の重要な契機を捉えて、これを現時點に立つて再検討することも、問題に接近する一つの手段である。ここではコモンズ理論に遡り、純粹組合主義の性格をその形成期においてパールマン以後の研究にもとづいて、検討しようとした。これはコモンズ以降の多數理論についての研究と現實の諸條件分析の一部としてである。

いうまでもなく、アメリカ労働組合の主流は、純粹單純労働組合主義を支持し、資本主義制度の變革を終局目的とせず、むしろその彈力的な發展のうちに労働者階級の明るい將來を期待した。この點については、AFL形成期の有名なゴムバースやストラッサーの證言、またそのこのゴムバース對ヒルケットの證言に明らかにされている。彼等は労働者階級の日常要求を中心とし、その自然發生的成長を重視して、極力知識階級の革命理論を排撃した。後年の客觀條件の變化は労働運動の諸條件をも變えたが、基本的にはゴムバース路線が守られており、ラスキの如きも慎重に方向轉換を提唱したが、これはむしろ將來の問題として殘されている。

National Trade Union. Foner, P. S., History of the Labor Movement in the United States, Vol. I and II.

(9) Testimony of Samuel Gompers, "Contained in Forty-eight Congress, Senate Committee on Education and Labor, Report... upon the Relations between Labor and Capital, Washington, 1885, I, 270-71, 298-300, 361-82. 原典「アメリカ史」第四卷一八九一—一九〇九頁、松本重治氏譯および解説参照。

(11) Commons, op. cit., Vol. II, p. 309. この時代はAFL形成期であり、そのこれらの指導理念は多少曲折を経てゐるが、それにもかかわらず初期に彼等によつて確立されたこの現實主義は現在にいたるまで一貫されてきてゐる。Meany 會長が合同後のAFL-CIOの方針によつて、「終生ストライキ戦術を支持しなかつた」という宣言も、彼がこの傳統の軌道上にあることを物語つてゐる。

(21) U. S. Commission on Industrial Relations, Final Report and Testimony, 1916, Vol. II, pp. 1529, 1577.

(10) 11, 12の引用文は紙数の都合で省略した。

(23) Laski, H. J., Trade Unions in the New Society, pp. 101-102, p. 178. (岡谷・藤田譯あり)

### 一、コモンズ理論の検討

コモンズによれば「アメリカにおける労働運動はアメリカ特有の條件から成立したものであり、これら條件を理解すれば、アメリカ

アメリカ労働組合の理論

註(1) この流れをアメリカ特殊條件の反映であり、それは理想的労働組合運動であると主張する代表者はCommon, Perlman等であり、その他多數がこれを支持し、この主張は定説となつており、これに對して Debs, DeLeon, Haywood, Foster, Foner等が眞正面から對立し二重組合主義や「内部よりの切崩し」戦術によつてAFL主流の支配を崩かしさせようと主張してきた。

(2) Norman Ware, The Labor Movement in the United States, 1860-1896 (1929). Commons, History of Labour in the U. S., Vol. II.

(3) Ibid.

(4) Brissenden, The I. W. W.

(5) Foster, W. Z., The Great Steel Strike in 1919.

Perlman and Taff, History of Labor in the U. S., Vol. IV.

(9) Raymond Walsh, C. I. O. Robert Brooks, When Labor Organises.

(7) Labor Monthly Review, May, 1936.

(8) Foster, W. Z., Outline History of World Trade Union Movement, pp. 541-542. 奥村茂次「最近アメリカの労働運動の動向—日本經濟學會連合フレイション—」一〇一頁。レーニン「帝國主義論」によつて提示された基本公式にもとづくものとみえる。

(6) Selig Perlman, A Theory of the Labor Movement. 松井七郎譯「労働運動の理論」Lloyd Uman, The Rise of the

労働組合運動とその組織方法を他國と比較し識別することができるのである。アメリカの労働者階級は特殊な自然的・經濟的・制度的環境におかれ、その運動の特徴は「廣大な外延をもつ自由土地」の流入、「他國に例のない上下にはげしく動搖し続けた景氣變動」、「政治的平等への容易な到達」、「連邦と自治體とがもつたあつたような三權分立主義の政治」等によつて制約された、というのである。以下各々について検討することにした。

1. 「自由土地」。國有未開地が残存したことは、初期の労働運動にいちじるしい個人主義の傾向を與えた。貧民と勤勞者が他階級の從屬から逃避する途が開かれてゐる限り、彼等は財産所有者や政治的支配者に反抗することを慎むようになり、この反抗にもとづく労働運動の形成もあり得ない。しかし、アメリカの自由土地も貧民や勤勞者にとっては天賦のものではなかつた。家産法ホムステッド法の成立にいたるまで、多年にわたる投機師や奴隷所有者の土地收奪に對する大衆闘争が續けられた。また南北戦争後の投機師や鐵道會社の土地收奪に對する農民と労働者の大衆的闘争が行われた。この場合、大衆は自由土地の設定に現在の生活條件が悪化するときに逃避する場所としての「資源保存」を要求したのであつた。それ故自由土地の闘争は大衆闘争として現われたが、思想的には社會主義ではなく個人主義であり、労働組合運動ではなく個人労働者の行動であり、經濟團體としてではなく政治的團體としてであり、自然法を求めたものではなく國會の立法に對する要求であつた。自由土地に關與した労働運動は、労働者階級の運動というよりも中産階級あるいは

「生産者階級」の思想にもとづいたものであった。それは一八三〇年代のジョージ・エヴァンスの思想を一八八〇年代にヘンリー・ジョージが受けついだものであった。以上の観点からコモンズは、當時アメリカの労働運動にかかる思想を、イギリスの労働組合運動、ドイツの社会主義、スペインの無政府主義、ロシアのニヒリズム、濠洲の労働黨運動と對應するものである、とみた。

「自由土地」が現實に逃避させた労働者の数は非常に僅少であったことは、當時すでにグットリッチおよびデイヴィッドソンによつて明らかにされていたが、少なくともアメリカ労働者階級に個人主義的なまた生産者としての意識を形成する點で強い影響を與えた要因とみることは妥當である。後述するように、この要因を市場形成理論と關連づけてアメリカ労働運動の成立期をAFLの結成に求めることについては、他の研究の指摘するように問題がある。といふのは、この理論によれば、フロンテアの終焉がアメリカ労働者階級をして非現實的な政治闘争を斷念させ、實際的な團體交渉の途を選ばせたことになるが、そして事實上労働者階級は恒常的に賃金取得者の地位を承認したのではあるが、それは決して經濟的發展の狭さや限界を意識させるようなものではなかつたのである。アメリカでは賃金労働者の地位が定着したことは、決して社會的地位が恒常的に固定したことを意味するものではなかつた。反獨占闘争の例にみても、労働者對使用者の意識ではなく貧富の意識が中心であり、そこには生産過程における階級的對立は舊世界のような形では明らかになつていなかつたのである。フロンテア終焉の當時、「新移民」が大量に流入し、巨大獨占企業が擡頭したのであるが、この際

反獨占闘争を回避させた方向がたどられなかつたのであれば、階級間の間隔が広がつていっただけに、團體交渉の方式も發達し得なかつたにちがいない。この危機に際して、大量生産方式が採用され、異常な經濟發展がおし進められた。そしてフロンテアの終焉のときには労働者階級の賃金を名目・實質ともに上昇させていった。この經濟的條件が多くの條件のうちで、最も強く反獨占闘争を緩和させ、かつ社會主義への發展を阻止したのである。労働供給の比較的稀少であつたこととならんで、高率の經濟成長が急進政治運動への進出を抑え、團體交渉を重要視する方向への轉換を助長し、さらにアメリカ社會特有の強烈な利潤追求と個人主義との風潮をますます強化した。ここで企業家の營利心が相互の競争によつてはげしくなつたために、労働力がその他の要素に比べて稀少だといふ要因が、労働の經濟的社會的收穫を高めさせ得たのである。もし企業に活潑な推進力が缺けていたとしたら、政治的自由を擴大すると同時に高率の經濟成長を實現することは不可能であつたにちがいない。アメリカの社會全般の個人主義的な企業家的な風潮が、その他の經濟的條件と結合して、さらに労働者階級の枠を解消するような政治闘争への加入を拒否する努力が加わつて、アメリカ型労働運動の型をうみだしたのである。これら條件の反映として發足したビジネス・ユニオンズは全國組合の機構上の發達と經濟政策とのもつと直接的な關連を明かにすることができる。それにしてもコモンズは濠洲とアメリカの労働運動を比較して、前者における土地制度と參政權の制約とが、その労働者階級をして團結した反權力闘争に立たせ強力な労働黨の結成を導き、階級意識の高い労働組合運動を發展させ

た點を挙げ、これに反しアメリカにおける労働運動の停滞性と階級意識形成の立ちおくれを指摘し、それぞれの特殊性を明らかにして、核心をついている。

(二) 普通選挙權と政治機構。つぎにあげられる特質は、アメリカ北部の労働者階級は犠牲を伴う闘争なしに、各國よりも數十年も早く普通選挙權を興えられた。アメリカ労働者階級は早くも一八三〇年代にはすでに政治闘争に参加していた。そのために政治闘争と經濟闘争の間、直接行動と彈壓の間、進出と崩壊の間を動搖し、労働者の投票權は既成政黨に吸収されて労働者階級独自の政黨を成立させることは困難となつた。労働者階級が自分に有利な立法を成立させようとしても、連邦と州の二つの立法機關を通すことは容易でなく、その上成立した法律はしばしば裁判所によつて獨裁的にその效力を否認された。その上裁判所による労働運動の彈壓が行われた。この種の立法・司法の機能は労働組合運動を政治に對して無關心ならせ、政治運動に期待した要求をむしろ労働組合の經濟活動によつて實現するよう努力させることにした。この點からも勞使關係から國家の介入を排除し、直接交渉によつて労働者階級が方向づけられた、としている。これに反して他の國においては、選挙權が組織的闘争によつて獲得され、その上立法による保護が労働組合の經濟活動に平行あるいは先行していたために労働者階級の政治意識と政治活動が發展したのであつた、といふ。(この點がまさに帝國主義下の労働貴族化と階級協調への轉換とされている。)

コモンズはこのようにアメリカ労働運動が他の武器が入手できな

アメリカ労働組合の理論

かつたために、團體交渉という武器を選んだとするが、初期の労働運動の挫折を單にアメリカ政治機構の性格や特徴とする點は問題である。初期の運動自體のうちには當然挫折し崩壊する幾多の要因が認められるからである。たしかにアメリカにおいて労働立法の成立は他國よりも困難ではあつたが、それでも一八三〇年代以來、財産税を財源とする無償教育制度、賃金支拂を保證するための使用者財産に對する職人による擔保證定權、無資産債務者に對する有資産債務者による債權執行のための差押禁止、賃金取得者に對する債權執行から賃金および道具を除外する、等の立法が成立したのである。これら立法は賃金・労働時間とは異なるものではあるが、これらの成果にてらしてアメリカにおける労働立法の立遅れをアメリカ政治の特殊構造にもとづく不可避な條件と斷定しうるであらうか。たしかに法廷は労働法に關して立法機關の機能を極端に妨げてきたのであるが、労働關係を處理する独自の司法機關があつたのではなく、法廷を左右してその權限を當時のように行使させた法理があつたにすぎない。この場合労働運動がこの選擇原理の用い方の變更をもたらす影響力となり得なかつたと斷じ、政治活動に不適當であり、そして團體交渉にのみ適するといふアメリカ特殊型を確定しようとした點が問題である。例えば、立法活動に敗れた労働運動は急進主義的政治活動に轉じ得たし、そしてその結果として部分的改善をかも得たかもしれない。しかし、そのときアメリカ労働運動の主流は政治活動に不適な諸條件と同時に、當時の經濟發展の中に團體交渉による自己發展の途を選択したのである。むしろ政治闘争を指向した強力な運動を拒否し、經濟主義に閉込つたAFLが、そのこの發展を保

障されることになったのである。

(三) アメリカ市場構造の推移と労働組合の成立。アメリカ労働運動の政治活動が沈滞していつたとき、これと平行して世界的規模における市場の拡大が進展し、これに順應する労働組合活動を刺戟するにいたつた。アメリカの場合にはヨーロッパ全土に近東を加えた地域、あるいは中國に必敵する廣大な自由通商領域に加えて鐵道網の發展は、無類の競争市場範圍の拡大をもたらした。市場拡大は生産・販賣・企業活動のあらゆる面で專業化と分業とを促進し、社會階級關係を變革し、さらに各州間の境界を不明確なものにしていつた。この市場の急激な拡大は、何にもましてアメリカの特殊性とその獨特の思想とを形成する役割を果した。それ故アメリカでは産業發達にとつて技術や機械發明よりも、各層の市場における廣汎な取引權の強化の方が重要視された。この取引をめぐる闘争が始まるに引き交際の階級が形成されていつた。<sup>(18)</sup>

この交渉關係の推移を歴史的にみれば、植民地時代の農場やプランテーションには從屬労働者や旅労働者が、植民地の注文生産や小賣生産の時代には商人や仲買人が、各々共通の利害關係に立つていつた。この時代の労働者組織はギルドに類するものであつて共濟・互助を主としたものである。小賣生産は後年まで續き、自營親方職人のもとに被用職人階級を成立させたが、親方が地方的獨占者として賃金支給額を消費者に轉嫁することができるとは對立はあつた。しかし親方の地位は運河の發達に伴う他地域の競争者の出現によつて脅やかされ、この競争に直面して製品單價の引下げを餘儀なくされた。品質は低落したが低廉な價格の製品が市場に進出し、

他地域輸出向け卸業用商品生産がさかんになるにつれて、より低い賃金の下級労働者が雇入れられることになる。そこで從來の地域獨占的生産は卸賣生産に移行させられ、熟練労働者も卸賣商品の生産を餘儀なくされ、したがつて個數賃金率の引下げを受諾することになる。この轉換によつて労働者は使用者と同一利益の上に立つと考えられなくなる。コモンズはこの段階に賃金交渉が重要性をおび、労働間の闘争が開始される、といつてゐる。

この關係は製靴業においては、實際上單なる對立の開始にすぎなかつた。というのは、卸賣取引量は未だに少なく、多額の資本を必要としたのに、南北戦争直後ごろまでは資本の點で轉換は困難であり、むしろ外國からの輸入に對抗できない状態であつた。<sup>(21)</sup>この地域外輸出が盛んになつたのは、商人使用者よりも信用と結びついていた商人資本家の支配によるもので、商人資本家は小使用者に轉落した商人使用者に對し、地域取引についても獨占的地位を占めていつた。資本家の壓迫は小使用者を通じて職人にも加えられた。<sup>(22)</sup>このように下級の労働者および商品による競争に加えて、一時退潮していつた獨占的要素が結合して熟練職人の賃金を低下させる要因となつた。その上商人資本家は市場を一層擴大し、上述の代替過程を強化して、さらに下級の労働者利用を進め、囚人労働供給の途まで開いた。その結果小使用者は壓迫されて、低位労働力の代替による能率低下——労働強度の増大の手段をとるにいつた。そして熟練職人の職場は苦汗職場に急變していつた。

この發展は機械の導入によつて一層助成され、資本家はヨーロッパやアジアからの不熟練移民労働者を雇入れられるようになった。その

結果、組織労働者間の移民問題への關心を高めていつた。動力機械の採用によつて、コモンズは市場擴大の歴史的論理的過程の歸結にすぎないとみた點でマルクスが搾取の契機として把えたのとは全然ちがつてゐる。商人資本家は地域市場の獨占者ではあつたが、他地域の競争者に對抗されていたために、消費者の利益は尊重されていつた。<sup>(23)</sup>このように注文生産段階から小賣職場・卸賣注文生産の段階を通じて、卸賣投機の段階に達し、市場は絶えず擴大されていつた。その過程は職人をますます市場より排除して行くことになり、關心は品質よりも價格に注がれ、交渉上の有利な地位は職人から離れて消費者と中間業者に移つた。

以上のコモンズの市場擴大の理論はよく労働組合の成立と發展とを説明しているが、彼の自由土地の理論と矛盾している。何故かといへば、後者はむしろ労働組合の發展を阻止してきたものであるが、すでにみたようにコモンズは後者についてターナー理論をとつていたために、労働組合の成立を阻害する要因として過大に評價したのである。その結果コモンズは労働組合の成立を一九世紀の最終の一〇年間まで認めることが困難になり、この矛盾を回避するため初期の労働組合は實際のものではない、とせざるを得なくなつたのである。一八三〇年代の労働組合についてコモンズのいうところは、「産業と市場の長期の變化に基礎をおかない、一時的な物價と生計費の上昇を反映したものすぎない。それ故、ここでわれわれの問題は、精密には、長期にわたるものでないが賃金を商品價格より立おくれさせずに維持しようとする理由だけから形成される労働團體の形體や政策を(労働組合のそれから)區別することである。」<sup>(24)</sup>

展に伴う改善と不安と動揺とが契機となつた、とみるべきである。またコモンズは進化の過程は必然的に賃金の低下を伴うと主張してはいないのであつて、この場合同一生産單位に要する熟練労働の量が減少するといつてはすぎない。この變化は主として卸賣注文生産とその他の段階においておこり、熟練労働者の必要を減少させることを可能ならせ、労働力の質を低下させるかまたは專業化によつて實現された。それ故單位生産の賃率が引下げられることにはなつても、必ずしも賃金所得の減少になつたわけではない。この場合、生産物需要が甚だしく弾力的であれば、労働單價と物價の低落は熟練労働者の所得の増加をもたらしたのである。また市場擴大に伴つて急速に人口が増加したので邊境への市場の擴大となつて、それが労働所得の増大に反映した。

労働市場の擴大の直接的結果は必ずしも熟練職人の所得を減少させるとは限らないが、コモンズによれば、商人資本主義の成立は市場擴大の所産であり、そして熟練職人の所得を減らすことになる。何故ならば、商人資本家は一度解消した地域市場の獨占購入者であると考えられたからである。(しかし實際には商人資本家は地域市場でお互に競争したために、嚴密な意味では封鎖經濟における特定資源の唯一の買手としての獨占購入者ではあり得なくなつていた。)コモンズは、このようにして市場の擴大した段階では、獨占購入者は賃金所得を引下げる壓力として熟練を要した職を熟練度のより低い労働に替へていつたとみる。その結果、商人資本主義のもとでは熟練労働者の賃金は低落していつたが、反面未熟練労働者の賃金は上昇していつたので、「初期の労働組合は全く熟練労働者のみで結

成され、未熟練労働者の間には全然組織の動きがなかつた」こととなる。

しかし商人資本家の制度を特色とした産業でも、必ずしも地域的獨占購入者を發達させたとは限らない。たとえば衣服産業のごときでは、多くのマヌファクチュアが同一地域に集つていたから、請負業者は多くの買手と取引することができた。この産業では労働者の劣悪な苦汗状態は有名であつたが、その原因は獨占購入者のためではなく、むしろマヌファクチュア間のはげしい競争の結果であつた。<sup>(27)</sup>製靴産業においても、地域的獨占購入者の下での熟練労働者の賃率引下げが必ずしも彼等の所得を低落させていない。フィラデルフィヤ靴工組合は、商人資本家が、賃下げと増産と販賣價格切下げとを行つて大資産をつつた、といい、これについて、それにもかかわらず、個數賃率の引下げの形で行われた賃下げは賃金所得を減らすことにはならなかつた、といつてゐる。この場合には、低賃金率労働のために作業量を増大して生活を維持しようとしたのであつた。<sup>(28)</sup>この製靴業で、マッキー機械が導入されたとき(一八六〇年)には、未熟練労働者による機械生産からおこる個數賃率の引下げのために、熟練職人は生産量の増加によつて賃金所得を維持することができなかつた。この機械出現によつて工場生産の段階がはじまり、商人資本家の時代にとつてかわるのである。

以上よりしても、賃金所得の減少を商人資本家へのみ關連づけることは無理であり、それは初期の間屋注文の段階にも後期にも特徴的であつたとすれば、アメリカ労働組合運動の成立を商人資本家に求めることは獨自的な重要性を失うことになる。たしかに商人資本家

家の段階には多數の小親方熟練職人はその獨立的地位や労働請負者の地位を失つていつた。しかしコモンズは、これらの商人親方の地位を失つて没落する職人が労働組合を形成したとは主張しなかつた。<sup>(29)</sup>むしろ反對に小親方に雇われていた労働者が雇主による賃率引下げに反抗して組合を結成した、といつてゐる。それ故、この點の問題は、市場擴大の意義が職務の格付けや段階の繼承ではなく、專業化や格下げにある。その意味では、コモンズがシモラーやブエッハーに負うとされてきたものは、むしろアダム・スミスより受けた影響よりもはるかに少ないといふべきである。<sup>(30)</sup>

さらにコモンズはその最も重要視されることになつた小賣職場の段階の意義を否定してゐる。この段階で雇主と被用労働者がはつきりと分かれはじめた。コモンズは、第一に商人親方は賃金支拂を引上げるために物價を引上げてこれを消費者に轉嫁したとし、第二にこの段階の地域的組織は賃金取得者・價格設定者・利潤取得者の各要素を包括した經濟機能を果たしてゐり、それらは本質的にギルドの特徴であり、植民地時代に存在したし、また一九世紀の初頭にみられた互助・共濟組織であつた、とした。<sup>(31)</sup>この第一の見解は、初期の地域的賃金労働者組織が小賣商人親方の段階にも多數存在して賃金交渉を試みたという事實で否定される。第二についてコモンズは後年の狭い地域市場に労働を供給する所謂労働組合について、音楽士と仲仕を引用し、雇主をも組合に加入させてゐることをもつて論證してゐる。しかし雇主の加入を認めた労働組合は、必ずしも狭い地域市場におけるものだけではなかつたので、例えば鑄型・鐵鋼・窓ガラス等の労働組合も組合から雇主組合員を排除するまでには長

年月を費やしてゐるのである。また他面すべての地域市場労働組合が當時の雇主を労働者と同じように組合に参加させていたのでもない。例えば印刷工組合は職長の雇用條件については交渉しないことに規定してゐたのである。これらの點からみても、コモンズのいう地域市場の段階の労働者組織あるいは一地域に局限されていた組織は労働組合ではなく、それに類するものとする考えは否定されることになる。そしてアメリカの特徴は舊世界にみられる傳統がなかつたため中世的組織の根は浅かつたし、全く存在しなかつた點である。

コモンズが地域市場の労働組合をギルドとみなすことに對する最も強い反論は、これら組合とくに建築關係の組合が時間短縮・賃上げ・賃下げ反對のストライキをしれば敢行した事實である。もしそれら組織がギルドであるとしたら、何故にストライキを行つたか。一八二〇—一三〇年代のストライキの記録からは、ギルド組織の特徴と類似する親方と職人の間に共通する利益はストライキ關係の雇主と労働者との間に全く見出されない。事實は全くこれに反し、地域市場における獨占購入者が製品價格の引上げによつて賃金を維持改善したとコモンズのいう點でさえも、組合がこれを要求しなかつたらそれだけの賃金額は得られなかつたのであつた。コモンズは地域的労働者組織の労働組合としての性格を否定するために、組合の能動的な役割を否定して雇主と労働者との間の共通利害とみなしてしまつたのである。<sup>(32)</sup>

しかしコモンズの市場推移の分析は、一八八〇年に到達した全國單一市場の形成とこれに對應しうる全國労働組合連合體の形成を目

標としていたものとみられる。ここでは競争条件その他の近代化においてアメリカは先進諸國に追いつき、さらに追いこす態勢をとることになり、巨大會社と統一全國組合が成立して、どの國よりも強力な資本の結合と労働者の組合とが相まって集中の段階に達した、としている<sup>(33)</sup>。これだけの論證ではアメリカ労働組合の經濟主義偏重の特質を論及できないのであつて、全國市場の形成に伴う全國的労働組合の形成という一般論であるにすぎない。そこで更に各種の條件の検討が必要になる。

(四) 移民。無数に異つた人種・民族・言語の大量の移民が世界各地から流入したためにアメリカ労働運動は最も異常な特徴をもつことになつた。これら多様性をもつ移民は先ず労働者となつたので、彼等をアメリカ化することは、アメリカ労働者にとつて直接の負擔となつた。これら移民は同化力によつてのみ、雇用の競争者となることを中止させ、協力者となし、運動に参加させ得るものであつた。従來のアメリカ労働者に對する移民の競争は、つねに財產價值・企業利潤の擴大を實現したので、受益者たちは移民の流入を積極的に歓迎したが、労働者は反對して流入を阻止するかまたは彼等を同化するか以外に被害を免れることができなかった。一八四〇年前後までは組合集會は英・獨二カ國語に限定されていたが、一八八〇年前後からは組合集會の用語は五カ國語から十數カ國語におよんだ。ニグロ解放後には、彼等も移民に加わることになり、移民と人種の問題は労働組合集會の席上最もはげしい對立をうむまたは最も人道主義的な精神を現わす場となつた。中國人排斥、ニグロ排斥の立法運動やクロード・シヨップ協約と並んでニグロと白人労働者の提携

義と白人優越主義を選んで多年にわたる利己主義の基礎をきずいたのである。

(五) 景氣變動と組合發展の法則。景氣の變動が労働者の生活にまたた労働運動に大きく影響することは何處の國でも同じではあるが、アメリカの場合にはとくに激しい景氣變動を數多く経験したために特殊な影響がみられる。コモンスは、景氣上昇期には組合は貸金要求・ストライキを活潑にして急速に發展し、恐慌期には組合の抵抗は挫かれ政治的闘争に轉じ理想社會の運動や廣汎な人道主義運動を盛んにして、労働者階級の結集した力を分散させる、という。それ故彼にとつては恐慌期の労働運動の中には、期待される發展の芽生えは見出しがたいのである<sup>(34)</sup>。

この見方に對して急進的組合主義は正面から反對し、むしろ不安定の闘争期に發展の契機をみているようである。たしかに現存制度に對する批判の高まりと各種の社會思想の擡頭という點では、恐慌期は運動の繁榮をもたらすのであるが、恒常的運動の確立にとつては有利な條件ではあり得ない。アメリカの労働組合は失業組合員を組合内に留めて、彼等の職や生活の一部を保障するものが多いのであるから、深刻な恐慌の下では組合自體が崩壊することが多かつたのである。それ故、コモンスは一八八〇年代の未熟練労働者をも含めての異常な労働組合運動の擴大を一種の威示行進の通過として把握するのみで、安定した労働組合の發展と認めることができない。ここで急進的組合運動の指導者たちのいう十年を一日に壓縮したような緊張と飛躍的發展に關する法則の意義を輕視することになる。アメリカ労働運動史をみると、たしかにこの種の緊迫した時機はあ

がみられた<sup>(35)</sup>。この多様な移民の流入が一九世紀全體を通じてアメリカ労働運動の特徴となつた。第一に移民はそれぞれの労働運動や社會思想を移入し、多様な運動をアメリカで展開し、むしろ移民がアメリカ労働運動の中心を形成していた。その結果全般的には運動が一部少數のものに限られ、あるいは外國の運動とみられる傾向が強く、アメリカに土着化するに多數の年月を必要とした。とくに一八八〇年以降の中央・南部ヨーロッパの「新移民」は、文化度も低く熟練技術もなかつたために、自然差別的條件のもとにおかれた。これらの條件から熟練労働者の排他的組織が強化され、少數者の故の特權的地位の確立に努め、利己的集團の安定と生活向上を追求する經濟主義と團體交渉を中心とする組合主義を確立する方向がとられた<sup>(36)</sup>。その反面これに對應する未熟練移民労働者中心のサンジカリズムの色彩を帯びた闘争的組合を成立させ、アメリカ労働運動の二重主義として分裂的傾向を助長した。また移民が市民権をもたなかつたことと關連して、社會立法をめざす政治活動への無關心の態度をとらせ、むしろ無政府主義あるいは行動主義の傾向をとらせた。コモンスはこの點についてAFL主流のうちに大きな期待をもち、その他の運動を過少に評價している。これは労働組合が安定勢力として不斷に漸進する能力をもつことを高く評價していたからである。しかしこれを別な立場からみれば妥協的な漸進主義は、労働運動の發展法則と社會的役割とを放棄することになるといふ批判をまねくのである。このようにコモンスは移民問題に多大の關心をよせたが、その成果をアメリカ労働運動の特徴形成の要因とするための論證は少ない。この點でもむしろAFL主流は選擇を迫られ、排外主

つたが、この時機においてさえ小所有者としての農民や小企業家の歴大な國民層は労働者階級の進出に對しては警戒的であつて、労働組合運動を孤立化させた場合が多い。そこで慎重を期する組合は狭い經濟的自由主義の枠を堅くして、政治的中立の態度を固執していた。この場合、コモンスのいう客觀的諸條件のほかに主體的な労働運動内部の對立が左右の立場をますます結果させたともみることがある。また、經濟主義の確立と發展を可能にした基本條件としては、コモンスが重視しなかつたアメリカ經濟の動的發展が再度指摘されねばならないし、同時に發展途上の資本主義が労働運動にむけた強暴な弾壓も無視できない。ことにヨーロッパ諸國の社會民主主義と労働者階級の提携結合がアメリカでは全く異なつた様相を呈し續けてきたのは、アメリカ社會の新しさから来る弾力性(コモンスはアメリカ政黨が労働者要求を適宜にとりあげ労働黨の成長の餘地をなかくした等も指摘しているが)のほかに急速にして大幅な經濟成長率が經濟主觀に労働者階級を導く大きな要因となつたものとみられる。それ故にこそ社會主義は大衆的支持を受けることができず、常にセクトの域に留まらざるを得なかつた。大衆的な政治運動は生産者意識からする、または人民對不正占有者意識の反獨占運動であり、それらは常に理想主義的なものであるに留まつた。また労働運動の法則が戰略・戰術の觀點から分析され、それが論理的には優れたものになつたとしても、その一般理論はアメリカの具體的諸條件を把握する能力において大きな缺陷を内包していた。

(六) むすび。コモンスの理論の多くは、ことに本論で指摘した個々の理論は矛盾に満ちている。いうまでもなく自由土地が都市勞

働者の移住に供されたのは極く僅かであつた事實は現在では疑うものがなく、單に俗説であるにすぎない。またアメリカの政治的自由や三權分立の政體や連邦・州の分權制の影響もコモンズの見解は一つの蓋然性に止まつて必然性と斷定しうるものではない。さらに市場理論においては、ギルドの存在についてはとにかく、交渉階級の成立についてはウェップスの研究との比較にまつまでもなく餘りにも歴史的發展を輕視している。これはアメリカの諸條件の規定する組合としてAFLの存立および發展條件を高く評價しようとした結果ではないかと考えられる。その場合でも、小賣親方時代の地域組合の形成と全國市場に對應する全國組合の成立として率直に分析され、その經濟主義への偏向がアメリカ的條件に規定される要因の分析によつて支持されるべきであつた。コモンズの理論はこの種検討を通じて一應の結論に達しようが、これは彼の理論の擴大とみられるパールマン、タフトの理論を検討したのも総合的な結論に達するにしたいので、ここでは留保する。

同理論は上述した缺陷にもかかわらず、産業社會、労働運動の歴史を占有する総合的資料に支えられており、後年の運動發展の方向を捉え、勞使間の力の均衡と立法による調整改善についての提唱は現在においても生きてゐるが、これは彼の理論が組合運動の必然的方向を規定したというよりも、AFL主流の選擇がアメリカを支配推進する社會勢力に支持された結果によるところが多かつたという點のみを指摘するにとどめる。

(14) Commons, op. cit., Vol. I, pp. 3-5.

(15) Ullman, op. cit., pp. 602-603.

(16) Commons, Labor and Administration.

(17) Commons, History, Vol. I, p. 17.

(18) Ibid., p. 6.

(19) Ibid., p. 7.

(20) Commons, "American Shoe Makers, 1648-1895: A

Sketch of Industrial Revolution." Quarterly Journal of Economics, Nov., 1909, pp. 53-59.

(21) Ibid., pp. 59-69, 79. Commons, History of Labor,

op. cit., Vol. I, pp. 90-93.

(22) Ibid., Vol. I, p. 7.

(23) Hacker, Louis M., The Triumph of American Capitalism, p. 255.

(24) Commons, History, op. cit., Vol. I, p. 20.

(25) Perlman, Selig, The History of Trade Unionism in the U.S., pp. 266-278.

(26) Commons, History, Vol. I, p. 104.

(27) U. S. Commissioner of Labor, Eleventh Report, Regulation and Restriction of Output (Govt. Printing

Office, 1904) p. 187.

(28) Commons, "American Shoe Makers" pp. 60, 68.

(29) Ibid., pp. 67-68.

(30) Ullman, op. cit., p. 276.

(31) Commons, History, Vol. I, p. 7.

(32) 拙著「アメリカ労働運動史」上二二二—二二八頁、一三四—一四三頁、一六八—一七〇頁。

(33) Commons, History, Vol. I, p. 8. コモンズはこの點で獨占資本主義下における近代的全國労働組合連合體の役割を高く評價し、労働立法による調整と社會の漸次的發展に期待した。それらについては Commons, Legal Foundation of Economics および Institutional Economics 等参照。この種の構想は當時においては部分的な保護立法の分野においてのみ實踐性をもつのみであつたが、ニュー・デール以後のアメリカにあつてはアメリカ社會政策の一つの基調をなし現在にいたつてゐる。

(34) Commons, History, Vol. I, p. 10. Commons, Races and Immigrants in America.

(35) この點と関連して興味あることは、アメリカと濠州の労働運動を比較するとき前者の移民の多様性が政治機構とも結合してアメリカの經濟主義をうみだしたが、後者の場合は單一民族の移民と土地所有權の確立、人口集中等が労働組合と労働黨を提携させ統一された産別組合を確立してゐた。また、パールマンは、アメリカ労働者階級の階級的連帶性が少ないためにAFLのように労働者の身近かな直接的利益を代表し「職」を共同財産として確保することによる連帶性の確立と團結の強化を意圖したのはアメリカの具體的諸條件に適應したものである、とみた。(Perlman and Taft, History Vol. IV, p. 8.)

(36) Commons, History Vol. I, p. 11.

(37) Foster, op. cit., p. 503.